

特定非営利活動法人 日本国際湿地保全連合定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人日本国際湿地保全連合（以下「本会」という。）
といい、英語名では、Wetlands International Japan といい、略称は、WIJ とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 本会は、広く一般市民を対象として、湿地が人間生活に重要な水資源のかかせない供給の場であることを踏まえて、国内外の重要な湿地及び湿地における生物多様性の保全の推進ならびに普及啓発を通して地球環境の保全を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 国内外の湿地及び湿地における生物多様性の保全に関わる調査・研究事業。
- (2) 国内外の湿地及び湿地における生物多様性の保全に関わる情報提供事業。
- (3) 国内外の湿地保全活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は技術提供等による支援事業。
- (4) 国内外の湿地に関するホームページ及び出版物による普及啓発事業。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった個人で理事会の推薦により会長が指名し、本人が承諾した個人

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、書面により会長に申し込まなければならない。

3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 会長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の賛成により、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 削除

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上 15名以内

(2) 監事 1名以上 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、副会長2名以内、常務理事4名以内を置くことができる。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員である個人及び団体から推薦を受けた者

のうちから選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は理事会において互選する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本会の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、本会を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、本会の常務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会又は理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。
 - (6) 理事会に出席し、意見を述べること。

(任期及び欠員補充)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会

を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 会議

(会議の種別)

第19条 本会の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 事業計画及び予算
- (6) 事業報告及び決算
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他、運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に規定する事項のほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第34条 理事会にあっては、理事総数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、理事会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会での表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日及び理事総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 名誉会長等

(名誉会長等)

第38条 本会に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は理事会の議決を経て会長が選任する。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役は会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 4 名誉会長、顧問及び相談役に関する事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 当該事業年度中の事業計画及び予算の変更は、理事会の議決による。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算において剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 本会の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により本会が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの残余財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本会のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局)

第53条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所長、部長及び所要の職員を置く。
- 3 所長、部長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行に際して必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(附 則)

1. この定款は、法人の成立の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は別表1のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、法人成立の日から平成16年12月31日までとする。
3. 本会の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、法人の成立の日から平成16年9月30日までとする。
4. 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. 本会の設立当初の正会員、一般会員、賛助会員の年会費は、第8条の規定にかかわらず、徴収しない。
6. 平成18年3月1日 改定。
7. 平成19年8月20日 改定。
8. 平成19年12月3日 改定。
9. 平成27年1月1日に選任された役員の任期は、平成28年9月30日までとする。
10. 平成28年6月30日 改定。
11. 平成29年5月21日 改定。
12. 平成30年4月27日 改定。
13. 平成31年1月28日 改定。
14. 第44条の規定にかかわらず、平成30年10月1日から始まる平成30年度の事業年度は平成31年6月30日までとする。
15. 令和元年11月26日 改定。

別表1 設立当初の役員

会長	辻井達一
副会長	阿部學
副会長	小熊實
常務理事	佐藤篤美
常務理事	柳澤紀夫
常務理事	尾崎清明
常務理事	小林光
理事	金井裕
理事	日野迪夫
理事	角野康郎
監事	吉田郷治